

京都市告示第421号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年11月16日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科西野経23号線	山科区西野小柳町6番地地先内	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)